



令和6年3月22日
海上保安庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行うため、標記政令が、本日閣議決定されました。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和28年政令第62号。以下「施行令」という。）においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）に基づき、海上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に、国が給付すべき災害給付の金額等が定められている。

具体的な金額等については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）の補償制度や一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額等を参考としている。

2. 概要

(1) 給付基礎額について（施行令第3条第1項関係）

令和5年11月に給与法の一部が改正され、同法に定める俸給月額が改定されたことから、これに合わせ、施行令における給付基礎額を改定することとする。

給付基礎額の基本額（俸給月額の日額）：8,900円（現行）→9,100円（改定後）

(2) 介護給付について（施行令第4条の2第2項関係）

補償法に規定する「介護補償」の月額が引上げられる予定であることから、施行令においても同様に「介護給付」の月額を改定することとする。

① 常時介護を要する場合

ア 有償介護の場合の限度額：172,550円（現行）→177,950円（改定後）

イ 家族等介護の場合の月額：77,890円（現行）→81,290円（改定後）

② 隨時介護を要する場合

ア 有償介護の場合の限度額：86,280円（現行）→88,980円（改定後）

イ 家族等介護の場合の月額：38,900円（現行）→40,600円（改定後）

3. 今後のスケジュール

公 布：令和6年3月27日

施 行：令和6年4月 1日

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 納付基礎額の基本額を九千百円に引き上げるものとすること。

（第三条第一項関係）

第二 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を十七万七千九百五十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万千二百九十円に、隨時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万八千九百八十円に、隨時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六百円に、それぞれ引き上げるものとすること。 （第四条の二第二項関係）

第三 この政令は、令和六年四月一日から施行するものとすること。

（附則関係）

政令第 号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

第四条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万一千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

理 由

最近における社会経済情勢に鑑み、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付における給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行う必要があるからである。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（給付基礎額）

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2・3 （略）

（給付基礎額）

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、八千九百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2・3 （略）

（介護給付）

第四条の二 （略）

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

（介護給付）

第四条の二 （略）

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）

七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が八万九千二百九十九円以下である場合に限る。） 八万九千二百九十九円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百円以下である場合に限る。） 四万六百円

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が七万七千八百九十九円以下である場合に限る。） 七万七千八百九十九円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万六千二百八十円を超えるときは、八万六千二百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が三万八千九百円以下である場合に限る。） 三万八千九百円

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）（抄）
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）
- 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）（抄）
- 職員の災害補償（昭和四十八年人事院規則一六一〇）（抄）
- 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）
- 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）（抄）

（給付の種類）

第五条 この法律により行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養給付（協力援助者（第三条に規定する場合において海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たつた者を含む。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかりた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）

二 傷病給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つていらない場合において存する障害に対する給付）

三 障害給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つた場合においてなお存する障害に対する給付）

四 介護給付（協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付）

五 遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）

六 葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）

2 前項に掲げる給付のほか、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付の範囲、金額、支給方法等）

第六条 前条の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやくして政令で定める。

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十一号）（抄）

（給付基礎額）

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、八千九百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2・3 （略）

（介護給付）

第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。

- 一 病院又は診療所に入院している場合
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として海上保安庁長官が定めるものに入所している場合
- 2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。
 - 一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円）
 - 二 常時介護をする場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万七千八百九十九円以下である場合に限る。） 七万七千八百九十九円
 - 三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万六千二百八十円を超えるときは、八万六千二百八十円）
 - 四 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出し

て介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万八千九百円以下である場合に限る。）

三万八千

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（抄）

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

- 一 病院又は診療所に入院している場合
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

（労働基準法等との関係）

第二十三条 この法律に定める補償の実施については、これに相当する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法、船員法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付の実施との間ににおける均衡を失わないよう十分考慮しなければならない。

○職員の災害補償（昭和四十八年人事院規則一六一〇）（抄）

（介護補償の月額）

第二十八条の三 介護補償の月額は、前条の表に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、労働者災害補償保険法第十九条の二の規定により厚生労働大臣が定める額に準じて人事院が定める額とする。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受けける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 2 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円とする。）
- 一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が七万七千八百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 七万七千八百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が七万七千八百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）
- 2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三隨時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十七万二千五百五十円」とあるのは「八万六千二百八十円」とあるのは「三万八千九百円」と読み替えるものとする。